

2020年オリンピック・パラリンピックに向けてのこれまでの主な動き

観光庁2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備室



大会開催に向けた国内の動き

平成25年9月にアルゼンチン・ブエノスアイレスのIOC総会で東京開催が決定した後の主な政府の動きとして、直後に「東京オリンピック・パラリンピック担当大臣」に下村文部科学大臣が任命され、10月には内閣官房に係省庁と事務の調整を行う「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室」が設置されました。

平成26年1月には東京都とJOCが中心になり、一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が設立されました。また、4月22日には、2019年に国内で開催されるラグビーのワールドカップ2019との一体的な準備に配慮しつつ、円滑に準備が行えるよう、関係する重要問題を協議し、行政各部の所管する事務の連絡調整を行うため、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議

(第1回)」が開催されました。これに先立ち、国土交通省においても、関係部局の緊密な連絡の下に、省関連施策を総合的に推進するために、国土交通大臣を本部長とし、観光庁長官も本部長となる「国土交通省2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備本部」を4月18日に設立しました。

観光庁におけるこれまでの取り組み

観光庁では、平成25年10月に、観光・交通など関連業界に対する、今後の行政の動き・取り組みなどについての情報提供を目的とした「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に関する観光関連連絡会」を開催。観光庁、鉄道局や自動車局などの関係局からの情報提供、原田宗彦早稲田大学スポーツ科学学術院教授による特別講演を実施しました。さらに、平成26年2月には、文化庁、観光庁及び英国の公的な国際文化交流機関で

あるブリティッシュ・カウンシルの共催で「2012年ロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムに関する情報連絡会」を開催しました。ロンドンオリンピック・パラリンピックの際に、「カルチュラル・オリンピック」と題した大規模な文化プログラムの実施に中心的な役割を果たした、ジャスティーン・サイモンズ氏(ロンドン市文化部長)、ルース・マッケンジー氏(ロンドン2012カルチュラル・オリンピックアドバイザー)、モイラ・シンクレア氏(アーツ・カウンシル・イングランド エグゼクティブディレクター)(ロンドン及び南東地域担当)の3名による講演が行われ、前回大会に関する貴重な情報提供の場となりました。

なお、文化プログラムとは、オリンピック・パラリンピックに合わせて各地で行うプログラムです。ロンドンでは、18万にも及ぶさまざまな文化イベントに4300万人の人々が参加したといわれ、オリンピック・パラリンピックを盛り上げていく上では欠かせない要素となっています。日本でも文化プログラムが行われる予定で、開催前の訪日外国人旅行者の増加による地域活性化にも寄与すると考えています。



文化庁、観光庁及びブリティッシュ・カウンシル共催で開催した「2012年ロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムに関する情報連絡会～2020年に向けて～」





免税制度の改正で、
何がかわるの？

免税対象品目が全品目に拡大 ショッピングツーリズムの活性化に期待



外国人旅行者の訪日動機を高め
日本製品の消費拡大につなげる

日本を訪れる外国人旅行者の目的は「日本食」に次いで「ショッピング」が第2位。旅行中に使うお金の約30%がショッピングに充てられています。しかし、これまで免税対象は家電やバッグ、衣料品などに限られ、食品や化粧品などの消耗品は対象外でした。そこで海外からの買い物旅行の魅力を高め、旅行消費の拡大を目的として、「平成26年度税制改正の大綱(平成25年12月24日閣議決定)」により外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充を決定しました。これを受けて、平成26年10月1日から免税対象を全品目へと拡大し、あわせて免税手続きを簡素化します。

事業者との協力・連携で
免税の魅力在海外に向けて発信

免税対象品には外国人に人気の高い、菓子や化粧品、日本酒、農産物なども全て含まれ、許可を受けた免税店で一定の基準(個人利用・家電などは1万円超、消耗品は5千円超など)を満たして購入すれば、パスポート提示と簡単な書類の記入だけで、その場で消費税が免除されます。こうしたショッピングにおけるメリットを海外の外国人旅行者に向けて働きかけるべく、観光庁

では積極的な情報発信を開始しています。

桜をあしらった免税店のシンボルマークの作成と普及もその一つ。店頭での掲示により、免税店の「見える化」を図るとともに、日本政府観光局(JNTO)のホームページに免税店のリストを掲載しています。今後、日本に関するガイドブック発行者や旅行代理店、国内外の航空会社などにも情報発信し、外国人への、プロモーションを行っていきます。

免税店相談窓口を開設し
さまざまな問い合わせに対応

海外に対しての情報発信とともに、受け皿となる地域の免税店を増やすための取り組みも並行して開始しました。

買い物をする外国人旅行者が増え、一人あたりの使用金額も増えれば、地域の小売店にも大きな商機となるでしょう。そこで、地域での免税店拡大を推進し、新たに免税店の許可を得た店舗においても、円滑な売買活動が行われるよう、免税店の制度やプロモーションに関する免税店相談窓口を設けていま

免税制度の改正を呼びかけるチラシを配布中



す。観光を所轄する国土交通省の地方運輸局、小売業を所轄する経済産業省の地方経済産業局がそれぞれ対応し、連携する一つの窓口としてさまざまな相談が可能になります。

例えば、免税店になるために販売場ごとに税務署長の許可が必要になるほか、消耗品を販売する場合は国が定める包装を用意する必要があります。そうした具体的な質問から、PRについての相談まで、幅広い質問に対応します。

こうした免税制度の拡充によって、地域の名産品などの消費が拡大すれば、観光や小売業界だけでなく、地域経済を活性化させる効果も期待できます。興味のある方は、観光庁観光資源課までお問い合わせください。